

Tottori Institute of Invention and Innovation

Chizai Tottori



知財とっとり

2019

4月号 Vol. 97



発行：鳥取県知的所有権センター
〒689-1112鳥取市若葉台南7-5-1

■一般社団法人鳥取県発明協会

TEL : 0857-52-6728 FAX : 0857-52-6674

■公益財団法人鳥取県産業振興機構

TEL : 0857-52-6722 FAX : 0857-52-6674

「知財専門家駐在日」のお知らせ

「INPIT 鳥取県知財総合支援窓口」

月 日	時 間	場 所	知 財 専 門 家
5月 7日 (火)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構 西部センター 2階	田中(俊)弁理士
5月 9日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	黒住弁理士
5月 16日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	中西弁理士
5月 23日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	田中(秀)弁理士
5月 30日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	上田弁護士

※ 上記相談の対象は中小企業、個人事業主及び創業検討中の方のみとなります。
 その他の方は知財コーディネーターが対応させていただきます。

※ 日程が変更になる場合がありますので、電話及びE-mail等にてご確認ください。
 I N P I T鳥取県知財総合支援窓口サイト (<http://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/tottori/>) では、
 窓口状況の確認もできますのでご利用ください。

お申し込み連絡先

INPIT 鳥取県知財総合支援窓口

☎ E L 東部窓口：0857-52-5894
 西部窓口：0859-36-8300
 ✉ -mail : torimado@toriton.or.jp

「知財総合支援窓口の電話が通話中の場合は下記におかけ直してください。」

一般社団法人鳥取県発明協会 0857-52-6728
 公益財団法人鳥取県産業振興機構 0857-52-6722

★商工会議所・図書館での相談会等のご案内

※ご予約・お問い合わせは、各会場にご連絡ください。開催時間は各会場共通 13:00~16:00 です。

月 日	会 場 (予約・問合せ先電話)	名 称	時 期
5月 8日 (水) 5月 21日 (火)	倉吉市立図書館 (TEL: 0858-47-1183)	特 許 等 無 料 相 談 会	毎月第1・3火曜日 (13:00~16:00) *5/8...5/7の変更
5月 10日 (金) 5月 17日 (金)	倉吉商工会議所 (TEL: 0858-22-2191)		毎月第1・3金曜日 (13:00~16:00) *5/10...5/3の変更
5月 14日 (火)	鳥取県立図書館 (TEL: 0857-26-8155)		毎月第2火曜日 (13:00~16:00)
5月 8日 (水)	境港商工会議所 (TEL: 0859-44-1111)		毎月第2水曜日 (13:00~16:00)
5月 15日 (水)	米子商工会議所 (TEL: 0859-22-5131)		毎月第3水曜日 (13:00~16:00)
5月 28日 (火)	米子市立図書館 (TEL: 0859-22-2611)		毎月第4火曜日 (13:00~16:00)

独自開催

鳥取商工会議所 中小企業相談所 (TEL: 0857-32-8005)	特許相談会	毎月第3火曜日 (10:30~16:30)
-------------------------------------	-------	-----------------------

「平成の終わりに思うこと」



(公財) 鳥取県産業振興機構
知的所有権センター長 兼 ビジネスプロデューサー

山本 明良

いよいよ新しい年度になりました。平成から新しい年号「令和」に代わる節目の年です。平成の時代、「知的財産」を巡る大きな動きは、何だったろうと、思い起こすと、会社人生で最も仕事に影響があった「プロパテント」ではないかと思います。

「プロパテント」→「特許重視」ということですが、元々の発端は、米国です。

古い話ですが、1980年代後半、レーガン大統領の時代に、不振だった米国経済を立て直すために、知的財産権の保護強化の施策を矢継ぎ早に打ち立てました。この背景には、米国が独創的な研究を常にリードしてきたにも関わらず、その成果たる発明に対し、十分な保護が与えられていなかったとの考えがあったからです。

代表的な施策としては、知的財産専門の裁判所の創設、特許庁審査官の増員、大学における技術移転制度の定着等があり、これにより、米国の産業競争力は復活したのですが、その余波は全世界に及びました。

何が起こったか・・・特許の価値が高騰し、日本の会社には、高額な特許料の負担がのしかかり、「パテントトロール」と呼ばれる、特許権侵害で企業を訴え、高額な賠償・和解金を得る個人や集団が横行するようになりました。米国では、特許訴訟を起こされると、被告である企業は、億円単位の弁護士費用の負担、訴訟対応に対する人的負担を強いられることになり、特許侵害ではないと思っけていても、弁護士費用程度の金額であれば和解した方が得だ、と判断する企業が多く、このことが「パテントトロール」を更に助長することになりました。私も民間企業に勤務していた時代は、「パテントトロール」から米国特許訴訟を起こされ、その解決に奔走したものでした。どの時代にも光と影があるんですね。

また、特許の価値を最大限に高めるため、「知財戦略」が重視され、日本企業は競って知財組織を強化したり、「オープン・クローズ戦略」等を前面に出すことになりました。近年では、アップル、インテルが「オープン・クローズ戦略」で製品市場の拡大と競争力の確保を同時に図ったことで有名です。

話は変わりますが、先月までNHKの朝ドラで放映されていた「まんぷく」は、日清食品の創業者安藤百福夫人の仁子さんをモデルにしたドラマですが、その中で、まんぷくラーメン（実話ではチキンラーメン）の製法特許をオープンし、インスタントラーメン業界を拡大していくシーンがありました。実は、私は、日清食品がオープン戦略を取ったことを知らず、しかも、昭和30年代に、そんな考えに行き着いたことにとてもびっくりしました。平成の時代だけではなく、昭和においても、しかも、インスタントラーメンという身近なところで、知的財産を成長の手段として活用し、事業戦略に生かしていたことは衝撃でした。

昭和、平成と時代が変わり、これからまた新しい年号「令和」の時代になりますが、技術革新は、どんどん進み、想像もつかない新しい商品、サービスが生まれてくると思います。日本における知的財産制度についても、今後、侵害訴訟の立証の容易化、損害賠償金の高額化、保護範囲の拡大等、知的財産重視の方向に動いていくものと思います。更に、中国では、電子決済システム、第5世代移動通信システム等に見られるように世界で注目される技術開発が進むと同時に、爆発的に特許出願件数が増加しています。そして、米国の要求もあって、知的財産権の侵害に対する処罰の厳格化へ方針展開を図っており、中国においても知的財産の重要性が高まっています。

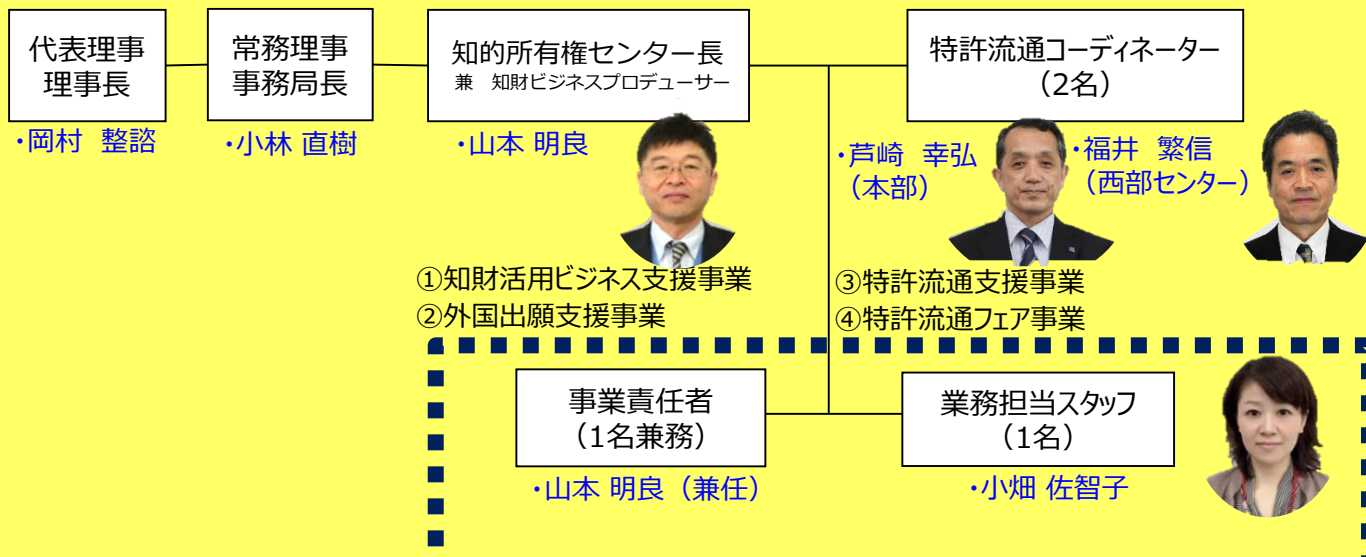


これからは、ますます知的財産の活用が重要になり、その戦略が中小企業の事業の発展をもたらすと言っても過言ではないと思います。その意味でも知的財産に関する支援を行っている我々としても日々勉強し、県内企業の皆さんのお力になれるよう、あらためて気を引き締め知財支援を行っていきたいと思います。

頑張ります！



(公財) 鳥取県産業振興機構 知的所有権センター



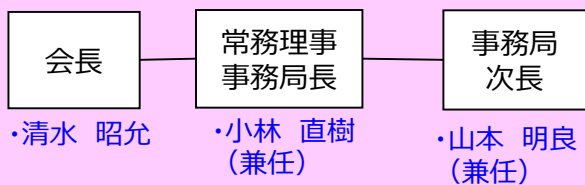
鳥取県知財総合支援窓口
⑤知財総合支援窓口運営業務事業

(一社) 発明推進協会

知財コーディネーター
(2名)



(一社) 鳥取県発明協会



知財コーディネーター
(3名)



理解増進担当者
(1名)

・米村 由美子



事務補助者
(1名)

・屋敷 美寿



発明協会 事務員
(1名)

・伊藤 昭子



⑥鳥取県発明協会事業

平成31年度 事業内容

①知財活用ビジネス支援事業 本部 0857-52-6722

- ・知財ビジネスマッチング（大企業の開放特許を県内中小企業に繋げる事業）等を実施し、知的財産を活用した新商品・新事業化を支援。

【日程】 2019年9月18日（水）

【会場】 とりぎん文化会館

詳細内容が決定次第、当機構のホームページ等でご案内します

②外国出願支援事業 本部 0857-52-6722

- ・海外事業展開で積極的に外国出願するための費用を補助（国及び県の補助事業）

1 国の補助事業

事業内容	外国特許庁への出願時に要する費用の補助
補助率	1/2
補助限度額	特許出願150万円 実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願60万円 冒認対策商標30万円 但し、1社合計300万円まで
対象経費	外国出願料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用、その他外国特許庁への出願に関連する通信費・振込手数料・PCT出願における国際段階での補正手数料などのうち経済産業局長が必要と認める費用

2 県の補助事業

事業内容	PCT特許出願・マドプロ商標出願の日本国特許庁への出願時に要する費用の補助
補助率	1/2
補助限度額	一出願30万円 但し、1社合計30万円まで
対象経費	PCT出願、マドプロ商標出願の国内特許庁費用、国内代理人費用

*なお、募集期間は決定次第ホームページ等でお知らせします。

③特許流通支援事業 本部 0857-52-6722 西部センター 0859-27-1942

- ・マッチング（技術のお見合い）のアドバイスとそのお膳立て
- ・技術導入・移転に向けての交渉・各種契約書作成等のお手伝い
- ・「使ってみたい鳥取県版特許集」の発行

④特許流通フェア事業 本部 0857-52-6722 西部センター 0859-27-1942

- ・首都圏や関西都市圏で開催される全国規模の専門展示会に鳥取県ブースを設置し、特許技術を保有する県内企業でライセンスにより収益向上を目指す企業の特許流通・技術移転を支援。本年度は、11月頃に2020NEW環境展（2020年4月22日～24日インデックス大阪）の出展企業の募集を行います。

⑤知財総合支援窓口事業

■本部 0857-52-5894 ■西部センター 0859-36-8300

(1)本部・西部センターに常駐の知財コーディネーターを配置

・知的財産に関する相談に何でも対応します。

(2)知財専門家の活用（中小企業、個人事業主及び起業をお考えの方対象）

・更に、専門性を必要とするときは弁理士等の知財専門家を活用できます。

【窓口相談】

機構本部（鳥取市） 毎週木曜日 弁理士駐在 毎月1回 弁護士駐在

西部センター（米子市） 毎月第1水曜日 弁理士駐在

【企業へ派遣】

課題解決に必要な専門家を選定し、窓口支援担当者と共に中小企業等に直接訪問

⑥鳥取県発明協会事業 0857-52-6728

(1)発明の奨励事業

発明意欲の昂揚と科学技術の振興を目的に、優れた発明等を完成した方々、発明の実施化及び指導、奨励、

育成に貢献した方々を称え表彰しています。

①中国地方発明表彰

②（公社）発明協会主催展覧会及び表彰事業への推薦

(2)次世代を担う青少年の育成

様々な事業を通して子どもたちの創意工夫する能力や豊かな想像力を養い、育てる取り組みを行っています。

①啓発イベント「ものづくり体験講座」（2019年7月26日：米子コンベンションセンター）
「楽しいサイエンス講座」（2019年8月8日：とりぎん文化会館）

②児童・生徒発明くふう展（2019年12月5日～8日：鳥取市文化センター）

③未来の科学の夢絵画展（2019年12月5日～8日：鳥取市文化センター）

④企業連携出前授業

(3)知的財産権制度の普及

知的財産に関するセミナーを開催し、知的財産を活用した戦略的な企業経営を支援するとともに、人材育成にも寄与しています。

①知的財産に関する各種セミナー等の開催

（初心者向け説明会 2019年8月22日：とりぎん文化会館）

②広報活動（「月報はつめい」、月刊「知財とっとり」）

(4)知的財産に関する情報提供

特許公報の複写や特許関連書籍の販売、特許情報検索できるパソコンの整備など、多様なサービスをご用意しています。また、あらかじめ登録したキーワードを基に特許検索した結果を毎月提供する検索サービスをご利用いただけます。

①特許公報複写事業

②知的財産に関する刊行物販売

③「つきいち検索サービス」（会員無料）

④特許情報検索できるパソコンを整備

平成30年度第2回理事会 開催報告

平成31年3月22日（金）（公財）鳥取県産業振興機構1階 会議室にて、平成30年度の第2回理事会が開催され、平成31年度事業計画及び予算等について決議がなされ承認されました。また、平成30年度業務執行理事の職務執行状況の報告がなされました。



知的財産戦略セミナー開催のご案内

要申込 参加無料

『ネーミング開発の基本と技術のブランド化』

【日時】 2019年 **6月18日**（火）

【時間】 **15:00～17:00**（受付14:30～）

【会場】 とりぎん文化会館 2階 第2会議室（定員60名・要申込）

【参加費】 **無料**

【申込締切】 **6月10日（月）** ※定員となり次第、締め切りとさせていただきます。

【お問い合わせ・お申し込み先】

鳥取県発明協会（TEL:0857-52-6728・FAX:0857-52-6674）



講師：（株）日本ネーミング&リサーチ 代表取締役社長
三浦 麻衣（みうら まい）氏

沿革・略歴

2001年ニュージーランド留学

Christchurch Polytechnic Institute of Technologyを経て
University of Canterburyに入学

（日本ネーミング&リサーチ上海オフィス設立のため中途退学）

2004年上海オフィス設立

（現地パートナー契約を締結、副総経理に就任）

2006年東京オフィス設立

（東京オフィス代表に就任）

2013年より現職

ネーミング開発の専門会社が、実際につかっている開発ステップや造語法をご紹介します。商品やサービス名だけではなく、技術そのものをブランド化することで、業界の中での優位性を高めることも可能です。食品関係、技術名の開発事例も参考にしながら、ネーミング開発について具体的に学んでみましょう。

主催：一般社団法人鳥取県発明協会・鳥取県

会社のヒミツを守るには（第四回） －平成27年に法律が大きく改正されました（その2）－

INPIT(独立行政法人 工業所有権情報・研修館)“営業秘密110番”
知的財産戦略アドバイザー 小原 莊平

■ はじめに

前回は、改正された不正競争防止法の、とくに「民事措置」についてご説明しました。
今回も法律の話が続きますが、平成27年改正で、罰則等が大幅に強化された「刑事措置」を中心に解説いたします。

■ 刑事的保護について

刑事罰とは、反社会的な行為を犯した者に、国が科する罰です。
不正競争防止法で規定される不正競争行為(禁止行為)には、刑事罰が課せられるものが多く、営業秘密の侵害行為にも、下記のような刑事罰が適用される場合があります。

『刑事罰（非親告罪）』が適用される場合もあります

一定の営業秘密の不正取得・領得・不正使用・不正開示の行為について
「10年以下の懲役、又は2000万円（海外重課3000万円）以下の罰金（又はその両方）」を科すこととしています

『国外での侵害』も対象になります

日本で事業を行うものが（国内外を問わず）保有する営業秘密を、
国外で不正使用、不正開示した場合も処罰されます

『両罰規定』行為者だけでなく、会社も共に罰せられることがあります

法人の業務に関し営業秘密侵害罪が行われた場合、行為者だけでなく
「法人も5億円（海外重課10億円）以下の罰金」となり得ます

※法改正後、■転得者処罰範囲の拡大（3次取得者以降の者も対象）

■不正取得や不正開示等の『未遂』を処罰 ■任意的没収規定

■不正に取得した営業秘密を利用して製造された物品の譲渡・輸出入等の規制

などが導入されました

最寄りの警察署に相談するときには、

・「事実」と「証拠」を整理しておく、警察との間で被害相談がスムーズに進むでしょう。
また、刑事告訴に際し、捜査記録が秘密情報満載にならないよう、予め「言い換え表」を作成するなど、最初から手当てしておく必要があります。

図1 営業秘密の刑事的保護

- ① 一定の営業秘密の不正取得・領得・不正使用・不正開示の行為について
「10年以下の懲役又は2,000万円以下(※海外重課は3,000万円以下)の罰金、又はその両方」を科すこととしています。改正によって、罰金刑の上限が他の知的財産権侵害の場合に比べて高くなりました。
その理由は、営業秘密は特許権などのように権利化されたものではなく、一度漏えいしてしまうと容易に拡散し、回復が困難で、価値が大きく失われてしまうことを重視したからです1)。
- ② 国外での侵害も対象になります
今回の法改正の結果、日本国内の事業者が保有する国内、海外(のサーバー等)に保有された営業秘密の使用・開示・取得行為が対象になりました。
- ③ 法人の業務に関して営業秘密侵害罪が行われた場合、行為者(犯人)だけでなく
「法人も、5億円以下(※海外重課は10億円以下)の罰金」となり得ます。

会社のヒミツを守るには（第四回）

※ 海外重課とは

流出した営業秘密が海外で使用されると、日本の雇用や経済などへの悪影響が、国内のみの流出よりもずっと大きくなるという判断等から、海外への情報流出を重く見て、今回の法改正で加えられた罰金刑です。

上記の罰則強化のほかにも、以下に挙げたような大幅な法改正が行われたことを知っておいてください。

・犯罪収益の没収: 本稿の第一回でご紹介した新日鐵住金事件²⁾のように、行為者(犯人)への報酬が罰金の最高額より遙かに高い場合もあり、行為者の「やり得」にならないようにするために、侵害によって得た報酬・収益等を(民事訴訟とは別に)国が上限なく全額没収することが可能になりました。

・未遂犯も処罰の対象に: 一旦営業秘密が不正取得されれば、インターネットを通じてその情報が瞬時に世界中に拡散されてしまうなど、未遂段階でも実質的価値を失わせる危険性が相当に高いため今回の法改正で導入されました。

・非親告罪化: 告訴がなくても、警察などが独自の判断で捜査をはじめることができるようになりました。

・営業秘密侵害品の流通規制の導入(刑事・民事ともに適用):

技術上の秘密を使用する行為により生じたもの(営業秘密を不正に利用して製造された物品)の譲渡等が、新たに不正競争行為に追加されました。

■ 法人処罰について

行為者(犯人)だけでなく、企業が刑事罰を科せられる場合があります。

この法人処罰は「両罰規定」とも呼ばれ、我が国では罰金の上限額が最も重いものです。

昨年6月、前職の企業情報を持ち込んだ転職者を受け入れた横浜市の中小企業(従業員50名弱)に、この規定がはじめて適用され、行為者(転職者)だけでなく、法人(会社)も書類送検されました³⁾。

会社規模の大小を問わず、人材の流動が活発になっています。

経営者は、採用した転職者が他社の営業秘密を自社に持ち込むリスクに、より一層注意する必要があります。

流出した企業秘密使用、競合他社を書類送検 神奈川県警、法人に異例の両罰規定を適用

ラベル貼り機を製造する「光洋自動機」(横浜市)から流出した企業秘密を使用したとして、神奈川県警は1日、不正競争防止法違反(営業秘密の使用)の疑いで、流出先の競合他社

「アイ・ディ・ケイ」(同市)を法人として書類送検した。

同法は、業務として営業秘密を不正に使用するなどした場合、行為者のほか法人にも3億円以下の罰金を科すと規定している。経済産業省によると、この両罰規定が適用されるのは異例。

送検容疑は、光洋自動機の元社員で、同法違反の罪で起訴されたK.N.(49)とT.K.(40)の両被告が昨年、転職先のアイ・ディ・ケイの業務としてラベル貼り機を製造する際、光洋自動機から流出した設計図を一部の工程で使った疑い。

産経ニュース(2015/6/1)記事を引用

図2 転職者を受け入れた会社が刑事罰の対象になった(「両罰規定」を適用された)事件

我が国の罰金刑の最高限度額が「営業秘密に関する法人処罰」なのですから、会社の重責を担っている経営幹部が「営業秘密なんて、わが社には関係ない」などと、言うてはいられません。

会社のヒミツを守るには（第四回）

■ 警察に駆け込む場合の注意

会社の重要な秘密が盗まれたことが分かった場合、多くのみなさんは、金品の盗難と同じように「すぐさま警察に駆け込み、被害を届け出る」行動を取ろうとするかも知れません。

でも、その前にちょっと待って下さい。最寄りの警察署に駆け込んだとき、営業秘密流出事件を扱った経験のない署員が対応する場合もあり得ます。「あなたの会社の営業秘密満載」の被害調書が関係各所に回覧され、「極秘にしていた虎の子の企業秘密が、さらに広い範囲に知れ渡ってしまう」ような二次被害を招く結果にならないとも限りません。

実際には、

たとえば「化合物〇〇については化合物Aと、温度△△については温度Xと置き換える」の様に、秘密の部分の「言い換え表」を作るなど、調書などの書面から秘密が分からない様にする工夫が必要です。

INPITは、（各都道府県警察を指揮監督する）警察庁と連携しています。いきなり近所の警察署に駆け込む前に、INPIT営業秘密110番（電話03-3581-1101内線3844）、あるいは、専門家（経験のある弁護士等）に相談するようにして下さい。

直接警察に相談する場合は、都道府県警察本部の営業秘密侵害事犯担当（電話番号は「秘密情報の保護ハンドブック4」にあります）に、連絡するようにして下さい。

■ 裁判の場合

また、営業秘密に関する裁判では、裁判記録の閲覧制限や、公開の法廷に傍聴に来たライバル会社の社員に、証拠として提出した自社の営業秘密が知られてしまわぬような特別の措置を取ってもらえることなど、民事、刑事裁判それぞれで訴訟手続における営業秘密の保護措置が講じられています。（そもそも、訴訟手続により公開されてしまったら「非公知」の要件を欠き、営業秘密でなくなってしまいます。）

上記のような措置によって、捜査・裁判の段階で秘密情報の意図しない開示がされる心配がなくなったこと（平成23年12月1日の法改正で秘密性を維持したまま刑事裁判をすることが可能になりました）、そして被害が一企業に留まらないケースなどでは刑事訴訟を行うか否かの判断を一企業に委ねることが適当でない場合もあることなどが、今回の法改正で「告訴の非親告罪化」が導入された背景になっています

■ 他者（社）の情報も守りましょう

これまで、自分（自社）の情報について述べてきましたが、他者（社）から伝えられた（開示された）情報についても、自社のものと同様な管理をすることが重要です。共同開発を行うような場合、自社情報と他社情報が混在し、どちらが開発した（あるいは元々持っていた）技術か分からなくなってしまい、誤って他社情報をもとに特許出願をしまったり、学会で他社情報を発表し開示してしまうなど、後々様々なトラブルの原因になります。

共同・受託研究など、秘密保持契約を交わして受領した顧客や提携企業の秘密情報は、自社の情報と分離して保管するなど、「他社の情報」と、はっきり分かる様な管理をしましょう。

他社の製品や発注書が置かれている工場に第三者を入れる際には、必ずプラスチックの遮蔽板で隠すなどを実施している立派な中小企業もあります5)、6)。

■ 退職者について

企業情報の漏えいでは、退職者が営業秘密を持ち出すケースが多く見られます。

雇用環境の変化にともない、企業規模の大小を問わず人材の流動が活発になり「人（従業員）による漏えいリスク」が、ひじょうに大きくなっています。

退職者とは、

- ・秘密保持契約：特定の情報を外部に持ち出してはいけないという義務
- ・競業避止（きょうぎょうひし）義務：期間・地域・職種などいくつかの条件のもとで競合他社に転職しない義務を交わすことが、なされます。

秘密の対象が広範に及ぶような契約は、裁判等で争った場合に契約自体が無効と判断される場合もあり要注意です。

企業の人事担当者から「すでに転職先を決めている退職希望者が、上記契約書への署名を渋るケースがある」と、ときどき耳にします。従業員とは、退職時に秘密保持契約を締結する場合があることを事前に周知しておくことや、社内で新しいプロジェクトを開始した時、異動時、昇進時などの節目ごとに、これらの契約を交わすようにする、などの工夫が必要かもしれません。

会社のヒミツを守るには（第四回）

■ 転職者について

逆に、採用の際にも注意が必要です。

とくに、競合会社の退職者を受け入れる場合には、その企業からの営業秘密漏えいの疑いをかけられる可能性が高いので、じゅうぶんに注意しましょう。

転職者には

・以前の会社と、退職時にどのような約束(秘密保持契約/競業避止義務など)を交わして来たか、内容の確認および

・前職の営業秘密を、現職で使用しない旨の誓約書を交わすなどをしておくべきです。

訴訟対策として「相当の注意を払ったことが証明できる程度の対策(証拠)」が必要です

転職者の持ち込む情報によって、思いも寄らぬ「差止め」、「損害賠償」、「刑事罰」などを受けぬ様に注意しましょう。

ここまでが、四回目です

法律の話が多く、ちょっと、お疲れになったかも知れません。

でも、不正競争防止法改正の趣旨は「犯罪の抑止」ですので、今回ご説明した内容は、ぜひ経営トップを含む従業員全員に周知徹底して下さる様をお願いします。

なお、本稿の意見にわたる部分は、すべて筆者の個人的見解に基づくものであり、筆者が所属する組織の見解を示すものではありません。

次号では「職場で営業秘密管理体制を作るには、まず何からはじめたら良いか」などについて具体的にご説明いたします。

参考文献

1)津田、伊万里、長井「平成27年改正不正競争防止法の概要」知財研フォーラム Vol.103 P33～

2)渋谷高広「中韓産業スパイ」日経プレミアシリーズ 日本経済新聞社

3)産経ニュース 2015年6月1日 など

4)経済産業省「秘密情報の保護ハンドブック」参考資料3 各種窓口一覧

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/reference3.pdf>

5)「中小、情報漏洩対策に後れ」日本経済新聞 2015年10月22日 朝刊13面法務欄

6)産経ニュース 2015年4月21日

<http://www.sankei.com/west/print/150421/wst1504210001-c.html>

(第五回)に続く

著者略歴

小原 荘平 昭和55年 日本ビクター(株) (現JVCケンウッド) 入社、
(おはら そうへい) 技術開発部門、法務・知財部門に在籍
平成26年 工業所有権情報・研修館 知的財産戦略アドバイザー
～ 現在に至る
連絡先: 03(3581)1101(特許庁代表番号) 内線3844

書籍のお知らせ（発明推進協会の本 2019.4）



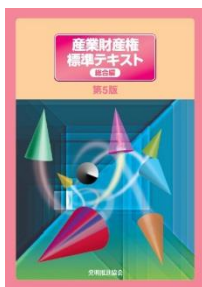
新・審査基準！ 商標審査基準 〔改訂第14版〕

特許庁 編
A5判 188頁 定価810円
送料300円

商標審査基準改訂第14版は、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループの検討を踏まえ、意見募集の結果を経て、平成31年1月30日以降の審査に適用されています。改訂点は次の通りです。①元号を表示する商標②品種登録出願中の品種の名称に対する悪意の商標登録出願③商標法第3条第1項第3号の該当性④書換申請基準の削除などです。新しいモノサシとなる商標審査基準をお求めください。

ISBN 978-4-8271-1320-4

鳥取県発明協会 会員価格： 648円



初心者向け研修等のテキストに！ 産業財産権標準テキスト 総合編 第5版

企画 経済産業省特許庁 独立行政法人
工業所有権研修・情報館
B5判 200頁 定価972円
送料300円

特許や意匠、商標などを最初に学ぶため、分かりやすく記述されたものです。法律や知的財産権などに慣れない方にも理解を図れるような内容になっています。本書は、「特許法」「実用新案法」「意匠法」「商標法」「著作権法」「種苗法」「不正競争防止法」等の概要を、全ページ多色刷りで、マンガ・豊富なイラスト・図表を用いて、分かりやすく解説している入門書です。この一冊で発明、デザイン、ブランド、トレードマーク、技術移転、著作権、育成者権、営業秘密等、知的財産全般を学ぶことができます。

ISBN 978-4-8271-1294-8

鳥取県発明協会 会員価格： 777円



1月1日から適用の新基準です！ 類似商品・役務審査基準 国際分類第11-2019版対応

特許庁 編
A4判 936頁 定価3,240円
送料実費

商標登録出願には、商品名若しくは役務名を記載する必要があります。具体的な商品名及び役務名をこの「類似商品・役務審査基準」に基づいて願書等に記載しなければなりません。本書は、出願人等において、出願や調査等に必要不可欠なものです。2019年1月1日に適用が始まった国際分類第11-2019版に対応しています。

ISBN 978-4-8271-1319-8

鳥取県発明協会 会員価格： 2,592円



第17版出ました！ 審判便覧 〔改訂第17版〕

特許庁審判部 編
A4判 1104頁 定価6,480円
送料実費

産業財産権法及びその政省令には、拒絶査定不服審判、無効審判をはじめ様々な審判や異議申立て、再審など、産業財産権の有効性や審査における処分に関する争訟を扱う制度及びその手続等が規定されています。本書は、審判官が事件を処理するにあたり、法令の制定趣旨、裁判・審決例に示された法令の解釈等について、公正かつ的確な審決・決定が行われることを目的として、特許庁が編集したものです。また、審判便覧は、審判請求人、代理人をはじめ事件に関与される方々にも、審判部の運用についてご理解をいただき、円滑な審判手続が行われるよう、その内容を公表しています。第17版は、特許異議申立制度の運用の見直しや訂正一般について説明の明確化等に関する改訂を行い、平成30年10月から運用が開始されています。

ISBN 978-4-8271-1317-4

鳥取県発明協会 会員価格： 5,184円



バージョンアップした第2版！ 第2版 米国特許手続ハンドブック

大坂 雅浩 著
A5判 360頁 定価3,780円
送料350円

2011年9月16日発効のAIAに基づく特許法の改正が成立し6年が経過。発行される特許の50%以上が、AIA改正法に基づくものだということが最近の調査で分かりました。変化の著しい米国特許業界、特に手続き面では、「発明の主題拒絶の増加」「U.S.P.T.O.提出書類の電子提出システムの進展」「NPEによる訴訟の減少」に特徴的な変化がありました。第2版では、それらの変化に特化させ、また、フォームを最新のものにし説明を追加しました。特許の主題（同法101条）、新規性（同法102条）やミーンズプラスファンクションの規定を含む記載要件（同法112条）に関しては、重要判決を交えながら説明しています。最新知識の習得に最適な一冊となっており、米国特許法に携わる初学者にもわかりやすく解説しています。

ISBN 978-4-8271-1297-9

鳥取県発明協会 会員価格： 3,024円



不正競争編に商標編を追加！ 知的財産権訴訟要論 〔不正競争・商標編〕第4版

竹田 稔 服部 誠 著
A5判 664頁 定価5,940円
送料350円

本書は、「知的財産権侵害要論（不正競争編）第3版」に、「知的財産権訴訟要論（特許・意匠・商標編）」の中の商標編を合体した改訂版です。平成21年、平成23年及び平成27年の不正競争防止法改正による営業秘密に関する規制強化、平成20年の景品表示法改正、平成21年及び平成25年の独占禁止法の改正、さらに、平成26年改正による新しい商標としての音・色彩・動き・ホログラム・位置の追加の導入、商標の定義規定の改正、使用の定義の改正等について解説するとともに新たな判例、学説などの最新の資料を追加補充しています。

ISBN 978-4-8271-1293-1

鳥取県発明協会 会員価格： 4,752円



鳥取県発明協会の会員様は
発明推進協会発行の書籍が20%OFFになります。
【書籍申し込み・入会お問い合わせ】

一般社団法人鳥取県発明協会 ☎ 0857-52-6728 E-Mail hatsu@toriton.or.jp
-12-



鳥取県特許関係情報 (平成31年3月発行)

◆特許公報目次・実用新案登録公報目次◆				
出願人氏名	発明の名称	公報番号	出願番号	出願日
井上 貴央	ベッド巻帯	2019-033999	2017-158257	2017/8/18
一般財団法人日本きのこセンター	乾燥椎茸の製造方法	2019-041764	2018-159157	2018/8/28
株式会社エッグ	計測器	2019-042267	2017-170075	2017/9/5
株式会社ニッコソ	自由勾配側溝の敷設方法	2019-049138	2017-173736	2017/9/11
気高電機株式会社	圧力式炊飯器	2019-042429	2017-172029	2017/9/7
菌興椎茸協同組合	乾燥椎茸の製造方法	2019-041764	2018-159157	2018/8/28
国立大学法人鳥取大学	栽培装置及び栽培方法	2019-033683	2017-156497	2017/8/14
国立大学法人鳥取大学	好熱菌におけるタンパク質発現方法及びタンパク質製造方法、並びに、それらに用いるプロモーター、発現ベクター作製用キット、発現ベクター、及び形質転換体	2019-033695	2017-157275	2017/8/16
国立大学法人鳥取大学	吸着装置及び分析装置	2019-035762	2018-206637	2018/11/1
国立大学法人鳥取大学	米選機の管理システム	2019-037966	2017-164098	2017/8/29
国立大学法人鳥取大学	建造物の点検方法及び点検装置	2019-039236	2017-162795	2017/8/25
佐々木 孝	自由勾配側溝の敷設方法	2019-049138	2017-173736	2017/9/11
三光株式会社	廃石膏ボードから分離した紙片を原料にした紙材の製造方法及び製造装置並びに動物用敷料	2019-035168	2017-157712	2017/8/17
増田 広利	自由勾配側溝の敷設方法	2019-049138	2017-173736	2017/9/11
日本電産マシナリー株式会社	外観検査装置	2019-039840	2017-162885	2017/8/25
日本電産マシナリー株式会社	外観検査装置	2019-039841	2017-162886	2017/8/25
日本電産マシナリー株式会社	外観検査装置	2019-039842	2017-162887	2017/8/25
有限会社松村精機	基礎杭	2019-049174	2017-193066	2017/9/11
国立大学法人鳥取大学	新規な遺伝子組換えワクシニアウイルス	WO2017/209053	2018-520896	2017/5/29
宮崎 義則	緑内障のリスクレベルの判定補助方法、緑内障のリスクレベルを判定するための判定装置および判定プログラム	特-06489707	2016-249784	2016/12/22
国立大学法人鳥取大学	情報解析システム	特-06483789	2017-224316	2017/11/22
有限会社河島農具製作所	高所作業機	特-06485657	2017-147039	2017/7/28
◆商標出願状況◆				
商標権者	文字商標	出願番号	指定商品又は指定役務	
株式会社モトアート	本池美術館	2018- 38633	第35類	
株式会社モトアート	MOTOIKEMUSEUMOFLEATHERART	2018- 38634	第35類	
リバードベット株式会社	コミュニケーショントリーツ	2018-144566	第31類	
宗教法人満正寺	ひとよけ	2018- 43236	第21類 第45類	
宗教法人満正寺	ひとよせ	2018- 43237	第21類 第45類	
株式会社あおい総合設計	AES	2018- 43502	第37類 第42類	
株式会社ケイズ	SEAD4	2018-141756	第42類	
株式会社TORIONE		2017-168796	第9類 第18類 第20類 第21類 第24類 第25類 第28類 第29類 第30類 第32類 第33類	
株式会社TORIONE	吾輩は猫です・	2017-168797	第9類 第16類 第18類 第20類 第21類 第24類 第25類 第28類 第29類 第30類 第32類 第33類	
ブライアンテック有限会社	鳳梨、PINEAPPLE、CAKE、TOTTORIJAPAN	2018- 9149	第30類	
鳥取東伯ミート株式会社	肉のとうはく、翔子	2018- 74617	第29類	
寿スピリッツ株式会社	ROYALROSE	2018- 64545	第30類	
寿スピリッツ株式会社	ROYALROSE、JAPAN	2018- 64546	第30類	
株式会社フジタ	常緑キリンソウ袋方式	2018- 42882	第21類	
株式会社あおい総合設計	LSP工法	2018- 46178	第37類 第42類	
朝倉 祐一郎	WRINKLED	2018- 59278	第6類	

※詳細は公報にてご確認ください。

※公報の送付をご希望の方は、鳥取県発明協会（0857-52-6728）まで申し込んでください。（価格・・会員：1枚 21円、会員外：1枚 32円+送料）

鳥取県発明協会会員向けサービスのご案内

- サービス名・・・「つきいち検索サービス」(無料・希望者のみ)
 - サービスの概要・・・ご希望のキーワード群(最大3群)を登録していただき、前1ヶ月間に登録・公開になった公報を特許情報プラットフォーム(J-Plat-Pat)を使用して検索した結果(リストのみ)を毎月1回無料で送付します。
 - その他・・・本サービスは会員外は有料(3,000円/年間・キーワード群)
公報全文の送付は有料(会員21円/枚、会員外32円/枚)
 - 当協会ホームページにバナー広告を掲載いたします。(希望される法人会員のみ)
- ～入会(会員)及びサービスの詳細は下記「お問合せ・お申し込み先」までご連絡ください～

鳥取県発明協会協賛会員募集のお知らせ

特に、次代を担う青少年の創造性豊かな人間形成を図ることを目的として行っている事業に対しご賛同いただける方に、協賛会員という形で事業運営にご協力をお願いしています。(ただし、協賛会員は社員総会での議決権はありません。)

《会員特典》

- ① 協会主催の青少年向け啓発イベント及び発明教室等の優先案内
- ② 協会が主催する青少年向け啓発イベント及び発明教室における参加費及び材料費の減免又は免除 (この特典は、会員本人及び父母、祖父母又は子、孫に適用する)
- ③ 協賛会員の希望による青少年向けニュース及び会報誌の無料配布

《年会費》

一口 3,000円 (何口でもご加入いただけます)

《申し込み方法》

下記「お問合せ・お申し込み先」までご連絡ください。



■お問合せ・お申し込み先■

一般社団法人鳥取県発明協会
〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目5番1号
電話：0857-52-6728 FAX：0857-52-6674
E-mail:hatsu@toriton.or.jp

